

原議保存期間 10年
(平成26年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

殿

警察庁丁規発第77号
平成16年11月18日
警察庁交通局交通規制課長

車高4.1メートルの自動車が通行可能な道路を定める手続について平成16年3月1日に施行された道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第22号)により、都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車の積載物の高さの制限は、3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める高さからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされ、これを受けて改正された都道府県公安委員会規則により、都道府県公安委員会が定める道路(以下「指定道路」という。)を通行する自動車の積載物の高さの制限は、4.1メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされているところであるが、今後、都道府県公安委員会が指定道路を定める手続については下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みである。

記

1 指定道路を定める手続(別添参照)

- (1) 新たに都道府県公安委員会及び道路管理者が指定する道路については、運送業界団体、自動車業界団体等で構成される「背高車両委員会」(平成16年11月1日設立)が運送業界、自動車業界等の要望を取りまとめ、警察庁及び国土交通省に対して要望を行う。
- (2) 警察庁及び国土交通省は、(1)の要望を受けて、都道府県警察及び各道路管理者に対して対象となる道路について現況の照会を行う。
- (3) 都道府県警察及び道路管理者は、警察庁及び国土交通省から照会を受けた道路について、車高4.1メートルの自動車の通行に際して障害となる箇所が存在しないか等を調査し、相互に調整を行った上で、その結果を警察庁及び国土交通省に報告する。
- (4) 警察庁は、都道府県警察の調査結果を踏まえ、国土交通省と最終調整を行った上で、指定道路の案を都道府県警察に通知する。
- (5) 都道府県警察は、警察庁から通知された指定道路の案を踏まえ、都道府県公安委員会規則の改正作業を行う。

なお、各道路管理者も国土交通省から通知された指定道路の案を踏まえ

て道路を指定することとなる。

2 留意事項

新たに都道府県公安委員会が指定する道路の調査を行うに当たっては、各道路管理者と調整を行う必要があるが、都道府県、市町村及び地方道路公社が管理する道路（政令指定都市が管理する道路は除く。）については、道路管理者である都道府県を窓口として各道路管理者との調整を行うこと。

なお、上記以外の新たに都道府県公安委員会が指定する道路（港湾道路を含む。）については、当該道路の道路管理者と調整を行うこと。

指定道路を定める手続の流れ

